令和6年11月11日
（毎週月曜日発行）
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
一般財団法人 大蔵財務協会
編集部 TEL 03（3829）4144
販売部 03（3829）4143
☆5238824

週刊 税のしるべ

第3626号 （昭和24年11月30日第３種郵便物認可）©税のしるべ ２０２４年

主な記事

課税部長会議で不正還付対応など議論……２面
中学生の作文で最終審査会……２面
ひと・佐藤広報広聴室長……３面
幹部に聞く・武田調察部長……４面

会計検査院が決算検査報告を公表

取引相場のない株式の評価のあり方で検討求める

類似業種比準価額と純資産価額には「相当のかい離」

会計検査院は6日、令和5年度決算検査報告を取りまとめ、公表した。この中では、税務関係でいくつかの指摘等がなされているが、特に注目すべきものとして取引相場のない株式の評価に対する検査が行われ、類似業種比準方式について純資産価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定され、さらに評価会社の規模が大きい区分ほど評価額が相対的に低く算定される傾向にあると指摘。また、配当還元方式についても還元率（10％）が財産評価基本通達制定時（昭和39年）の金利等を参考に設定されており、社会経済の変化に応じていないなどと指摘。国税庁に対し、さまざまな視点からより適切なものとなるよう検討を行うことを求めた。

相続税等の課税対象となる財産のうち、取引相場のない株式は、評価通達に基づき株式の発行会社（評価会社）の規模と株主の区分に応じて異なる評価方法で評価する。その原則的評価方法には①類似業種比準方式、②純資産価額方式、③これらの併用方式の三つがあり、評価会社の規模区分別に選択可能な評価方法が定められている。また、同族株主以外の株主が取得した株式は、発行会社の規模にかかわらず特例的な評価方式である配当還元方式で評価する。配当還元方式は、株式を所有することによって受け取る一年間の配当金額を一定の利率（10％）で還元して元本である株式の価額を評価する方法となる。

これらについて、検査院は令和2、3年分の相続税、贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した1600件を対象に検査を実施。その結果、類似業種比準方式を用いた場合の1株当たりの評価額（類似業種比準価額）の中央値は純資産価額方式を用いた場合の評価額（純資産価額）の中央値の27・2％にとどまり、相当程度低く算定され、評価方式間で評価額に相当のかい離がみられた。そのため、純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況の中央値は、大会社で0・32倍、中会社で0・5倍、小会社で0・61倍と評価会社の規模が大きい区分ほど相対的に低く算定される傾向にあった。

また、国税庁は配当還元方式の還元率を10％に設定していることについて、昭和39年の評価通達制定当時の金利等を参考に設定したとしているが、検査院が長期国債の流通利回り等を調べたところ、昭和40年代から50年代は6％から10％程度で推移していたのに対し、その後は数値が長期に渡り低下している。このため、同還元率が社会経済の変化に応じたものとなっておらず、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれがあると指摘した。

これらを受けて、検査院は、国税庁で「相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」だとした。

検査院の指摘は、早ければ直後の、遅くとも数年以内の改正等に結び付くケースが多く、本件も今後見直しに向けた検討が行われる可能性が高い。

基礎控除等の見直しには巨額の財源

75万円引上げなら 国・地方で7～8兆円の減収

衆院選で与党が過半数割れをしたことを受けて、与党との協議にも前向きで、税制改正を含む法案等の成立を左右する立場となり得る国民民主党への注目が高まっている。

そんな中、林芳正官房長官は10月31日の会見で、国民民主党の選挙公約に基づき基礎控除等の合計額を所得税と個人住民税で75万円ずつ引上げた場合、国と地方あわせて7～8兆円の減収が見込まれると述べた。また、村上誠一郎総務相は11月5日の会見で、この場合の地方の減収が4兆円程度になるとした。

国民民主党の公約通りの額での基礎控除等の引き上げには巨額の財源が必要となるだけに今後の協議は難航も予想される。

スマホアプリ納付

e-Tax経由に集約化

決済サイトへのアクセス 来年2月1日から

国税庁は10月31日、スマホアプリ納付における国税スマートフォン決済専用サイトへのアクセス方法を集約化すると発表した。令和7年2月1日から、これまで複数あったアクセス方法をe-Taxを経由する方法に集約するとしている。

同日からスマホアプリ納付を行う場合には、スマートフォンまたはパソコンからe-Taxにより申告等の手続を行った上、e-Taxを経由して国税スマートフォン決済専用サイトを利用してください。また、e-Taxを経由することで、国税スマートフォン決済専用サイトでは、住所や氏名等の情報を入力することなく簡単に納付手続を完了することができるとしている。

現行のアクセス方法は、①e-Taxの受信通知からアクセス、②確定申告書等作成コーナーで出力される二次元コードからアクセス、③国税庁ホームページからアクセスの三つ。

②の確定申告書等作成コーナーで申告書を書面で作成した際に出力される二次元コードについては、7年1月6日から出力されなくなるとしている。

③では、氏名等のほか、確定申告書や税務署から送付される各種通知書等に基づき、納付税目や課税期間、申告区分、税額などを入力する必要がある。

なお、スマホアプリ納付は、国税スマートフォン決済専用サイトから、納税者が利用可能なPay払いを選択し、納付を委託するもので、納付税額が30万円以下の者が納付するための手続となっている。そのため、国税庁では、30万円を超える納付税額の者が、スマホアプリ納付を行う目的で複数回に分けて納付することは控えてくださいとしている。

今の顧問報酬は適正額ですか？
タイムチャージ
顧問先ごと、担当者別、
業種別の時間による
原価計算が簡単に行えます。
1名様 220円／月（5名様より）
SOUCHI 創知株式会社
www.souchi.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号（財協ビル）

令和7年版
消費税の実務と申告
和氣光 編著／北林隆明・齋藤文雄・髙田具視・佐藤明弘・宮川博行 著
本書独自の内訳表により免税事業者等からの仕入れを具体例に基づき解説。
▼B5判・900頁・定価4400円（税込）

インボイス制度の重要点解説
～税理士・経理担当者必携～
森田 修 著
実務家等の理解に資する、今後のインボイス対応に欠かせない一冊。
▼A5判・280頁・定価2200円（税込）

税理士に求められる不動産譲渡の税務実務
國武久幸・関原教雄 共著
不動産の譲渡所得に関する税務と各種特例を網羅し重要な判決・裁決を厳選して掲載。
▼A5判・370頁・定価3080円（税込）

「マンションの相続税評価」改正ハンドブック
税理士法人山田＆パートナーズ／山田コンサルティンググループ㈱ 編著
新しいマンション評価方法や相続対策についてわかりやすく解説。
▼A5判・180頁・定価1980円（税込）

関係会社間取引における利益移転と税務
改訂5版
小林磨寿美・佐藤増彦・濱田康宏・大野貴史 共著
法人間での取引における利益移転及び対応する税制について具体的事例により解説。
▼A5判・460頁・2530円（税込）

所得税 確定申告ハンドブック
令和7年3月申告用
佐藤和助 著
確定申告の留意点をチェックポイントで確認
図表・フローチャートを用いて、視覚的・体系的に確定申告実務をサポート。
▼A5判・380頁・定価1980円（税込）

納税緩和制度の実務ハンドブック
黒坂昭一・栗谷桂一 共著
納税緩和制度の概要及び実務上の取扱い等についてQ&Aと図解により簡潔に解説。
▼A5判・280頁・2860円（税込）

ハイドアンドシーク3
～未来のあなたへ～
伏見俊行 著
国際的租税回避を企てる者とそれを追う税務当局の果てなき攻防の物語。
▼四六判・320頁・定価2530円（税込）

資産承継
2024 11月号 No.37 11月20日発売!!【年4回発行】
2024年11月号 No.37
株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修
▼B5判・フルカラー・180頁・定価1500円（税込）
■年4回毎20日発行（2・5・8・11月）・年間購読料6000円（税込）
★11月号の特集★
〈特集〉不動産承継に係る実務上の諸問題

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03（3829）4141㈹ FAX03（3829）4001
「国税速報データベース」「税のしるべ電子版」、アクセスは、次のアドレスで！ https://www.zaikyo.or.jp
大蔵財務協会 オンラインブックショップ

消費税の不正還付の未然防止に取組む

追徴課税しても徴収困難となる状況踏まえ

国税庁が国税局課税部長会議を開催

国税庁は10月15、16日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局課税（第一・第二）部長会議を開催した。会議では、「コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営」「課税部におけるデータ活用の推進に向けた取組体制の検討」「消費税不正還付など真に調査すべき者への対応」について議論した。

「コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営」として、同庁では、データ活用の共同化（税目別・事務系統別に縦割りになっているデータを横断的にしていくこと）・高度化により、納税者の納税コンプライアンスに関するリスクを測定・把握し、非違類型に応じて深度ある調査を行うのか、書面や来署による行政指導を行うのか最適な接触方法を選択できる非違類型に応じた接触体系の構築などの各種取組を実施してきた。引き続き、こうした取組を推進し定着を図っていくこととし、令和5事務年度の調査事務運営（簡易な接触を含む）の評価及び6事務年度の取組に当たって留意している事項について、各局で意見を交換。同庁は、5事務年度の取組に対する評価について「おおむね良好」としており、今後も局内の課税部・調査部、あるいは局・署が相互に連携し、空白地帯や重複を生み出さないよう、組織全体として横断的なシームレスな事務運営を進めていく方針だ。

「課税部におけるデータ活用の推進に向けた取組体制の検討」では、国税組織において現在、データ活用の取組を着実に推進している中で、KSK2（次世代システム）が導入された9事務年度以後の課税部におけるデータ活用の推進に向けた取組体制について意見交換を行った。具体的には、システムなどのハード面が整い、データに基づく事務運営の浸透・常態化に向けて、ソフト面である人材や分析環境などを限りある中で有効に活用し、最適化を図るためにはどのようにすべきかなど、各局課税部における現状の取組及び情報システム課等との連携状況を踏まえた今後の取組体制について議論した。

同庁では、架空の課税仕入れの計上や免税店制度を悪用した消費税不正還付を「真に調査すべき者への対応」として、これまでも庁局署で精力的に取り組んできた。しかし、依然として消費税不正還付事案は絶えず、また、調査で追徴課税しても徴収困難になる状況も踏まえ、引き続き不正還付の未然防止に重点的に取り組んでいくとし、現状の課題等を踏まえた各局の6事務年度の取組方針について意見を交換した。

令和６年度中学生の「税についての作文」の主な受賞作品

	作品名	氏名	学校名
内閣総理大臣賞	無駄にしないように。	加藤　茉奈	名古屋市立高針台中学校３年
総務大臣賞	税への関心を持ち続けよう	岩佐　葵	宇都宮大学共同教育学部附属中学校３年
財務大臣賞	税でつながる社会	奥村　心媛	滋賀・草津市立草津中学校３年
文部科学大臣賞	ＯＤＡ政府開発援助とは	越智　晴己	大阪教育大学附属池田中学校３年
大蔵財務協会理事長賞	税を考える	丸山古都子	北海道・稚内市立稚内南中学校３年
	種から花へ	浅利　希	秋田・大館市立田代中学校２年
	税とは「桶の中の水のようなもの」	金谷ふうわ	水戸市立内原中学校２年
	従兄弟からのメッセージ	油原　季晋	東京・江東区立第三砂町中学校３年
	生活・未来を支える税	打尾実乃理	富山市立速星中学校３年
	「税金とは」	伊藤　玲奈	愛知・阿久比町立阿久比中学校３年
	税金を有効に	日笠　秀翔	兵庫・伊丹市立南中学校３年
	未来の自分への「貢献」	松永　瑞葵	山口・周防大島町立大島中学校３年
	「厄介」で片付けさせない税金のこと	西岡　葵唯	徳島・鳴門市第一中学校３年
	私の責任と税	深堀　颯太	学校法人長崎南山学園長崎南山中学校２年
	今是昨非～税への考えが変わった日～	錦織　慧酬	宮崎市立大淀中学校１年
	私の義務	川根　沙貴	沖縄市立山内中学校３年

内閣総理大臣賞は名古屋の加藤茉奈さん

6年度の中学生の税の作文

全国納税貯蓄組合連合会（藤波一博会長）と国税庁主催、一般財団法人大蔵財務協会などの後援による令和6年度（第58回）中学生の「税についての作文」の最終審査会が10月30日、国税庁で行われた。

全国の中学校の65・7％に当たる6489校から43万5572編の応募があり、審査の結果、内閣総理大臣賞、総務大臣賞、財務大臣賞、文部科学大臣賞の各1編、国税庁長官賞と全納連会長賞の各46編、大蔵財務協会理事長賞、日本税理士会連合会会長賞、全国法人会総連合会長賞の各12編が決定した。

各大臣賞と大蔵財務協会理事長賞は表の通り（各賞の代表作品は12月の特集号で掲載を予定しております）。

９月税収

前年同月比13.3％増

定額減税の影響で所得税が増加

財務省は1日、9月の税収実績をまとめた。前年同月比13・3％増の4兆2760億円で、同月末累計は同5・1％減の17兆8583億円だった。

税目別にみると、源泉徴収分は、定額減税の影響のほか、親子間配当の源泉徴収の取り止めの制度変更の影響が続いており、同14・9％減の9817億円と減少した。一方、申告分は、定額減税により予定納税の納期を7月末から9月末に延長した期ずれの影響で、前年の19倍の4823億円と大幅に増加。所得税全体では、同24・2％増の1兆4641億円だった。

法人税は、7月期決算法人の確定申告分と1月期決算法人の中間申告分が中心で、還付が減少したため、同13・6％増の2769億円と増加した。

消費税は、国内分、税関分ともに増加し、同14・7％増の1兆6477億円、相続税は、同5・2％減の2578億円だった。

八面鏡

自治体向け税金滞納管理システムを手掛ける福岡県の企業が、生活改善コンサルティングを取り入れて、低収入者や多重債務者の納税支援で実績をあげているそうだ。滞納者の財産を差し押さえるだけでは、根本的な解決にはつながらないとの考えから始めたとのこと★平成18年に飲酒運転により幼児3人が死亡する事故が発生した。その後の厳罰化や啓発活動等により、飲酒運転による交通事故は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない。久里浜アルコール症センターと神奈川県警の調べでは、免許取消処分者の中で飲酒運転検挙歴がある人のうち4割にアルコール依存症の疑いがあるという★飲酒運転撲滅には、福岡県の企業の例のように、アルコール依存症者や問題飲酒者へ踏み込んだ生活の改善支援が必要なのだろう。（O）

税を考える週間　この社会　あなたの税がいきている　11月11日～11月17日

人に、街に、愛される法人会をめざして
公益社団法人
久留米法人会
会長　金子泰大
事務局／〒830-0022 久留米市城南町15-5
（久留米商工会館３F）
☎（0942)39 2326　FAX(0942)33 5099

山里の自然の香り、ぜいたくに
Kanesada 兼貞物産株式会社
代表取締役社長　平木慎一
本社／〒839-0842 久留米市御井朝妻1-5-23
TEL.（0942）43-1471（代）FAX.（0942）44-3185
ホームページURL:https://www.kanesada.co.jp/

TOWAの手袋
株式会社 東和コーポレーション
代表取締役社長　渡辺　聡
久留米市津福本町227番地／〒830-0047
TEL:0942-32-8355 FAX:0942-38-3527
営業所／札幌・東京・名古屋・大阪・福岡

相続税の書面添付割合は10年で2倍に

所得税や法人税での書面添付制度の利用が頭打ちとなる中で、相続税での利用が伸び続けている。財務省がこのほど公表した令和5事務年度国税庁実績評価書によると、書面添付割合（税理士が関与した申告書のうち書面添付があったものの割合）は所得税と法人税は前年度と変わらなかった一方、相続税は0・9%伸びた。10年前の平成26年度と比べると、所得税と法人税は各0・4%、1・6%の伸びにとどまるが、相続税は12・5%の伸びとなり、利用率が2倍以上に拡大している。

所得税と法人税は頭打ち

書面添付制度とは、申告書の作成に関して計算や相談した事項を記載した書面を税理士等が申告書に添付することができるという制度。この書面が添付されている申告書を提出した納税者に対してあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施する場合には、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して添付された書面の記載事項に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

この意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、その修正申告書の提出は、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものには当たらない。このため、その修正申告書の提出が国税通則法65条5項に規定する調査通知前にされた場合には、加算税が賦課されることはない。

法人税と相続税を比べると、申告書が提出されたものに係る税理士関与割合は5年度実績で法人税の89・8%に対して、相続税が86・3%と、ほぼ同じ割合（所得税は20・4%）となるが、書面添付割合は相続税が法人税の2・4倍超となる。相続税の書面添付割合が高い理由としては、申告件数に占める実地調査件数等の割合が他の税目よりも高いことや相続税は毎年申告が必要となるものではないことなどが考えられる。

令和以降の書面添付割合の推移（単位:%）

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
所得税	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5
相続税	21.5	22.2	23.1	23.4	24.3
法人税	9.7	9.8	9.8	10.0	10.0

法人税のあらましと申告の手引を公表

申告書作成の留意点なども

国税庁は10月31日、令和6年版の「法人税のあらましと申告の手引」と、法人税・地方法人税申告書の別表を作成する際の留意事項をまとめた「申告書作成上の留意点」、中小企業者の判定方法をまとめた「中小企業者の判定等フロー」を公表した。各別表の記載の仕方については、各別表様式の記載要領のほか、同手引の申告書作成上の留意点を参照してください。

先発薬希望時

「特別の料金」の取扱い示す

タックスアンサー更新　医療費控除の対象に

国税庁はこのほど、タックスアンサー（よくある税の質問）を更新した。№1122「医療費控除の対象となる医療費」では、QAにQ6が追加され、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品を希望した場合に支払う「特別の料金」に関する取扱いが示されている。この特別の料金は、医療費控除の対象になるとしている。

令和6年10月以降、ジェネリック医薬品がある医薬品で、一部の先発医薬品の処方等または調剤を希望した場合には、特別の料金を支払うこととされている。この特別の料金は、対象となる先発医薬品の価格の一部に相当する金額を支払うものであり、治療または療養に必要な医薬品の購入の対価として、医療費控除の対象になると回答している。

なお、特別の料金は、保険適用外部分の金額であることから、マイナポータル連携により取得する「医療費通知情報」には、特別の料金の金額は含まれないため、医療費控除の申告においては、特別の料金に係る領収証を保存し、その領収証から特別の料金について明細書の作成が必要になるとしている。

e-Taxの新機能を公表

個人、法人それぞれ向けで

国税庁は10月25日、e-Taxにおいて令和7年1月以降に提供する新たな機能を公表した。

個人向けは、①スマホ用電子証明書に対応（7年1月対応予定）、②マイページに贈与税関係を追加（7年1月対応予定）、③ゆうちょ銀行の口座振替依頼書のオンライン提出（7年4月対応予定）の三つ。

②では、マイページの各税目に関する情報に贈与税関係を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書が参照可能になるとしている。なお、申告書を表示するためには、マイナンバーカードでログインする必要がある。③では、振替納税を開始する際の「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出について、ゆうちょ銀行でもe-Taxのオンライン提出が可能になるとしている。オンライン提出が可能な口座は、総合口座及び通常貯金口座の2種類となっている。

法人向けは、マイページの税務代理人への利用拡大（7年5月対応予定）。e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になるとしている。

「税を考える週間」をしっかりサポート

今日11日から、「税を考える週間」が始まる。テーマは、前年に引き続き「これからの社会に向かって」。

「『税を考える週間』の主役は、納税者の皆さま。しっかりサポートしていきます」と穏やかな笑顔で語る。

期間中は、全国各地で、未来を担う子どもたちが手掛けた税に関する絵はがき、作文、標語などさまざまな作品を展示するイベントなど盛りだくさんだ。

「皆さんが、参加してよかったと思えるイベントを開催して、盛り上げていきたいと思っています」

週間に合わせて、国税庁ホームページに特設ページを開設、同庁の取組みについて分かりやすく、細やかに紹介している。

「国税の職場紹介」ページでは、税務を執行している職員が、どのような仕事をしているかについて、表面だけでない人間味あふれる内容で案内し、税務行政全体を知ることができる。

「質実剛健で、頼りになる。いてくれるとホッとする安心感を与えてくれる人」と先輩、後輩ともに全幅の信頼を寄せる。

座右の銘は、壁にぶつかった時に励まされる言葉として、上杉鷹山の「為せば成る」を挙げた。

昭和43年、東京都生まれ。趣味は、山口・宇部税務署長時代に魅力にはまった旧所名跡巡り。56歳。（沢）

国税庁広報広聴室長

佐藤（さとう）　哲也（てつや） さん



税を考える週間　この社会　あなたの税がいきている　11月11日～11月17日

時代をクリエイトする総合商社
大石化成株式会社
【本社】
〒839-0809　福岡県久留米市東合川2－3－52
☎0942-44-7311
【東京営業所】
〒134-0083　東京都江戸川区中葛西5－32－7－601
☎03-5605-2652
http://www.oisikasei.co.jp

鋼材・建材・住宅機器の総合商社
株式会社
野田清商店
代表取締役　野田康友
本　店　久留米市上津町2203-173　☎(0942)21-4141㈹
支　店　鳥栖市神辺町1606-3　☎(0942)83-6485
工　場　八女郡広川町日吉548-3　☎(0943)32-6181

綜合レンタルの　建設機械・仮設材・関連備品から　スポーツ・レジャー・ベビー用品まで
稲尾産業株式会社
本社　福岡市博多区西月隈5－4－46　☎（092）581－1327
甘木営業所　朝倉市大字甘木255－1　☎（0946）24－7622
宗像営業所　宗像市大字野坂2725－2　☎（0940）37－3663
レントオール店　福岡市博多区板付6－13－20　☎（092）589－0170
福岡西営業所　福岡市西区北原2丁目1－13　☎（092）807－0170
筑後機材センター　筑後市大字富久900　☎（0942）54－0768
木材市売部（小郡木材市場）　小郡市祇園2－3－1　☎（0942）72－4151

国税庁の幹部に聞く

調査査察部長 武田 一彦



たけだ・かずひこ　平成4年大蔵省入省、22年大臣官房総合政策課国際経済室長、23年主税局企画官（国際租税担当）、26年大臣官房文書課企画調整室長、27年国税庁調査査察部査察課長、30年金融庁証券取引等監視委員会事務局総務課長、令和2年大臣官房会計課長、3年仙台国税局長、5年7月から現職。

多様・膨大なデータを分析、ハイリスク法人など抽出し効率的に調査

――今事務年度はどのような方針で事務運営されているかお聞かせください。

調査査察部は、大法人の調査に関する事務を所掌する調査課と特に悪質な脱税の取り締まりに関する事務を所掌する査察課で構成されていますが、どちらも税務コンプライアンスを高め、申告納税制度を発展させていく上で重要な役割を担っています。

まず、調査課は、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることを使命としています。

この使命を果たすため、「リスク・ベース・アプローチ」に基づき、実地調査による複雑・困難事案などへの的確な対応と大法人との協働関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上へ導く協力的手法を効果的に組み合わせて事務運営を行っています。

具体的には、過去の申告誤りや内部体制の状況など、個々の法人に係る各種要素をデータ活用等により分析した結果から、租税回避、不正計算、海外への所得移転等が想定されるような法人に対しては、深度ある税務調査を実施しています。

また、協力的手法である「税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）の充実に向けた取組」では、企業のトップマネジメント層と面談を行い、税務CGの評価結果を伝達することなどにより、双方向のコミュニケーションを充実させ、企業側の税務に関する内部体制等の更なる充実を促しています。

これらの取組を一層充実させ、引き続き、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に取り組んでまいります。

次に、査察課は、特に悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

この目的を達成するため、査察を取り巻く環境が変化する中にあっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し検察官に告発できるよう、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めることとしています。

特に、消費税事案、無申告事案、国際事案及び時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組み、国民から期待される査察の役割を的確に果たしていくこととしています。

近年においては、経済取引の広域化、国際化及びデジタル化等に伴い、脱税の手段・方法も複雑・巧妙化しており、告発に向けた証拠収集が困難化するなど、査察を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こうした状況に的確に対応するため、国家公安委員会・警察庁から提供される「疑わしい取引に関する情報」を含む各種データの分析・活用、デジタルフォレンジックによる証拠保全・解析、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用など、効果的・効率的な調査を実施し、組織全体の職務遂行能力の向上に努めることとしています。本年5月には私自身、OECDの「租税犯罪等タスクフォース（TFTC）」この議長に就任し、海外当局との連携や情報共有等に積極的に取り組んでいます。現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、より一層厳正・的確な査察調査に取り組んでまいります。

――税務調査におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組についてお聞かせください。

国税庁では、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション―税務行政の将来像2023―」を公表し、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しに取り組むこととしています。

例えば、大法人の税務調査では、令和4年10月から、1の柱」と「第2の柱」から成る国際的な解決策が合意されました。

第1の柱のうち「利益A」は、新たな多数国間条約の締結により、グローバル企業グループが物理的拠点なしに活動する市場国に対しても新たな課税権を配分するもので、令和7年中の多数国間条約の発効が目標とされています。

第1の柱のうち「利益B」は、「基礎的マーケティング・販売活動」について、移転価格税制の適用の簡素化・合理化を目的とした仕組みです。

現在、両者は国際的な交渉においてパッケージとして議論されているところ、早期に利益Bの残存論点が解決され、多数国間条約が署名開放されることが期待されています。

引き続き、第1の柱に関して、執行の観点から検討を進め、適切に対応してまいります。

また、第2の柱であるグローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業を対象として、国際的に合意された最低税率（15％）に至るまでの課税を確保する制度です。

我が国では、令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のうち、所得合算ルールが法制化され、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。本制度への対応に当たっては、法令解釈通達、Q&A等を作成・公表するとともに、経済団体等に対する説明会を実施してきたところです。本年4月の本制度の施行後は、外部からの質疑に的確に対応するよう努めています。今後も積極的な制度の周知・広報等を進めるとともに、数か月に一度発出される執行ガイダンスや追加の税制改正等も踏まえて適切に対応していきたいと考えています。

――最近の国際的な事案への対応についてお聞かせください。

調査課は、大法人や外国法人を所管しており、従来から移転価格税制や外国子会社合算税制の執行等、海外への所得移転等への対応を重点的に行ってきました。また、近年は国外事業者によるデジタルコンテンツの配信に係るクロスボーダー消費税の調査にも積極的に取り組んできました。

令和3年10月、OECD・G20の「BEPS包摂的枠組み」で、経済のデジタル化・グローバル化に伴う課税上の課題に関して「第1の柱」と「第2の柱」から成る国際的な解決策が合意されました。

第1の柱のうち「利益A」は、新たな多数国間条約の締結により、グローバル企業グループが物理的拠点なしに活動する市場国に対しても新たな課税権を配分するもので、令和7年中の多数国間条約の発効が目標とされています。

第1の柱のうち「利益B」は、「基礎的マーケティング・販売活動」について、移転価格税制の適用の簡素化・合理化を目的とした仕組みです。

現在、両者は国際的な交渉においてパッケージとして議論されているところ、早期に利益Bの残存論点が解決され、多数国間条約が署名開放されることが期待されています。

引き続き、第1の柱に関して、執行の観点から検討を進め、適切に対応してまいります。

また、第2の柱であるグローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業を対象として、国際的に合意された最低税率（15％）に至るまでの課税を確保する制度です。

我が国では、令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のうち、所得合算ルールが法制化され、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。本制度への対応に当たっては、法令解釈通達、Q&A等を作成・公表するとともに、経済団体等に対する説明会を実施してきたところです。本年4月の本制度の施行後は、外部からの質疑に的確に対応するよう努めています。今後も積極的な制度の周知・広報等を進めるとともに、数か月に一度発出される執行ガイダンスや追加の税制改正等も踏まえて適切に対応していきたいと考えています。

また、査察調査との関係では、国際化に伴う海外への隠匿資産や海外不正取引等の増加に対応すべく、海外当局とのネットワーク等を強化しています。国外証拠の収集は、租税条約等に基づく情報交換（EOI）に基づき行っておりますが、公判での客観証拠の重要性が高まっていると指摘される中、このEOIの枠組みをより一層実効的に運用していくことが重要と考えています。先ほどもお話ししましたが、OECD及び関係各国の租税犯則調査当局が様々な執行面の議論を行う多国間枠組み「租税犯罪等タスクフォース（TFTC）」の議長に就任し、各国当局との連携強化等に一層取り組んでいます。今後も、二国間・多国間の取り組みを通じ、査察の国際調査能力を向上させたいと考えています。

手づくりの心がはずむ
トライ・アム
サンカクヤ
毛糸・手芸材料・服飾材料・コットン・裏地・フラワー
●薬院店 ●新宮店 ●鳥栖店 ●佐賀店 ●荒尾店
●春日店 ●小笹店 ●姪浜店 ●わさだ店 ●本城店 ●国分店
本部　福岡市西区内浜1丁目15－43　☎092（884）2816

自らの力で動き出せ
総合クラッシングプラント
■破砕機・選別機
■砕石プラント・リサイクルプラント
■自走式リサイクル機械
■土壌改良機
礎を誠で拓く技術の中山鉄工
株式会社 中山鉄工所
代表取締役社長 中山弘志
本社・工場／〒843-0001　佐賀県武雄市朝日町大字甘久2246番地1
☎(0954)22-4171㈹・FAX(0954)23-0691
事業所／東京支店・大阪支店・名古屋営業所・広島営業所・仙台営業所
ホームページ　http://www.ncjpn.com

続 傍流の正論 税相を斬る 18

■弁護士・税理士　品川　芳宣

簿外経費と調査力

所得税法45条は、「家事関連費等の必要経費不算入」と題し、本来、個人が生産と消費（家事費）を一体的に行動するが故に、生産に係る所得金額の計算上消費に係る費用の控除を認めないとしたものである。ところが、同条3項には、事業所得等を生ずべき業務を行う居住者が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合には、原則として、その総収入金額から売上原価、一般管理費等の経費を一切控除しないことを定めている（同旨法人税法55条）。すなわち、所得課税でなく収入金課税をする、というものである。

このような懲罰的な規定が、家事費との区分のために設けられた所得税法45条の規定の中で設けられるという立法政策上の問題があるが、このような規定が設けられた令和4年度税制改正では、次のようなことが立法趣旨として説明されている。

すなわち、実際の事案として、所得税の税務調査において家事関連費の計上を発見した後に、納税者が簿外経費の存在を後から主張し、課税当局が多大な事務量を投入してその簿外経費が全て存在しないことを立証して更正に至ったという悪質な事案があったからであるという。そのため、政府税制調査会の「納税環境整備に関する専門家会合」において検討され、同専門家会合から、政府税制調査会に次のような報告がなされた。

「課税の公平性を確保するために、税務調査時に簿外経費を主張する納税者、虚偽の書類を提出する等調査妨害的な対応を行う納税者への対応策や調査等の働きかけに応じない納税者、到底当初より申告の意図を有していたとは思われない納税者等既存の牽制措置では必ずしも対応できていない悪質な納税者への有効な対応策の検討を行う。」

この報告を受けて、納税者が事実の仮装・隠蔽がある年分又は無申告の年分において主張する簿外経費の存在が帳簿書類等から明らかでなく、課税当局による反面調査等によってもその簿外経費の基因となる取引が行われたと認められない場合には、その簿外経費は必要経費に算入しないこととする措置を講ずることとした、というのである。

このような立法趣旨を見て、考えさせられることが多々ある。元々、税務調査非協力や反税運動は昔からあったことであり、しかも、現在よりも昔の方がはるかに激しかったはずである。それでも、調査の先輩たちは、黙々調査を実施して推計課税を行い、反税団体の理不尽な主張に対しては、調査を正当化する法理論を勝ち取ってきた（最高裁昭和48年7月10日決定等）。

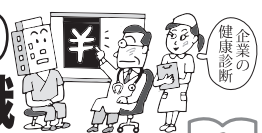
ところが、平成23年の国税通則法の改正とそれを施行するための翌年の調査通達の発出により、先輩たちが築いてきた調査のための法理論を葬り、調査の重要性から目を背けてきたのではないか。そして、最近の調査能力の低下は、多くの人が指摘するところであり、私自身、税理士法人の代表として調査に立ち会った経験からもそれを強く実感した。

前述した税制調査会提出の「簿外経費の不存在を確認する調査」は、納税者側が提出した資料の根拠を潰せば済む話であって、納税者が秘匿した売上を確認する調査よりもはるかに容易なはずである。それに、調査非協力等によって所得金額の実額計算が困難であれば、推計課税によって課税すれば足りるはずである。もちろん、それには、相応の調査力と調査日数を必要とする。しかし、最近の推計課税は、昔よりは相当減少しているはずである。

ともあれ、冒頭に述べた所得税法45条等が定める隠蔽仮装行為に基づく申告に係る原則経費全額非控除という制度は、そもそも「隠蔽仮装行為」とは何か、重加算税の賦課要件（これも種々問題がある）との異同、経費の存在の立証責任を一方的に納税者側に転嫁することの是非、推計課税との関係等種々の法律問題を惹起することになる。

その問題はともかくとして、課税当局自体、存在しない簿外経費の調査に音を上げることなく、もっともっと調査力の向上に本腰を入れるべきではないか。

知っておくべき 法人税調査の基礎知識 6



■税理士　石本　力

急増・急減、以前ない多額の支出など注視
調査担当者の着目点はさまざま

第６回目は、調査担当者から見た税務上の問題点についてです。

実地調査を担当する調査官は、調査に着手する前に準備調査を行います。調査対象法人の決算内容や申告内容を細かく分析するとともに、取引先等の情報やマスコミ情報・法人のプレスリリースなどをチェックします。

決算内容については、だいたい、３年間の各科目の計上金額を比較検討するため、表計算ソフトなどを活用して比較表を作成し、着目すべき科目等を絞っていきます。急増・急減しているもの、前年以前にはない多額の支出については、特に注視されます。この作業を大数観察と呼んでいます。

申告内容については、基本的なチェック項目を中心に、誤りがないかどうかを確認していきます。単純な計算誤りなどは、事前に把握しておく必要があるためです。

取引先等については、過去３年間の取引金額等の推移を検討するとともに、新規の取引先や単発取引を抽出していきます。

マスコミ情報等からは、近年のトピックスや業績を把握しておきます。

調査官は、調査法人に臨場した調査初日には、調査法人の事業概況聴取を行います。新規事業の有無や調査対象期間のトピックス、大規模案件などの内容を確認します。もちろん、各取引の流れや会計処理・各種計上基準なども聴取します。

また、会話の中で、事前の準備調査で想定した問題点についても確認していき、調査項目の優先度を決めていきます。

次に、現場確認を実施します。製造業など、本店所在地に工場や倉庫などの建屋を有している場合には、それぞれの見取図・配置図などを基に、本社内を含めた建屋内及び敷地内を案内していただき、現場確認を実施します。

機械装置の設置状況や製品・半製品・原材料などの保存状況を確認しておくことが、調査を進めていくうえで役立つからです。

その後は、帳簿や書類を見ながら、帳簿の体系を確認するとともに、売上・原価の計上基準や各種帳簿書類の管理状況なども確認していきます。

次に、調査の着目点ですが、予算と実績の管理状況を確認していきます。多額の予算を有している事業部（プロジェクト、新規事業など）を中心に、予算と実績の差が大きいものの原因や期末に多額の支出があるものなどを調査していきます。予算管理が厳しい状況では、費用の前倒し計上や取引先への預け金などが発生している場合があります。

また、利益に直結しない研究開発部門や設備部門についても、注意が必要です。売上と原価を管理する方法とは異なる方法で管理されている場合もあります。将来の収益のため、会社の基盤を支えているなどの理由から、経理部門の目が届きにくい場合や処理内容の確認をしづらいケースが想定されるため、調査が必要になります。

保険のことなら、おまかせください！
団体扱自動車保険取扱代理店
九電産業株式会社
保険部　営業第三グループ
〒810-0004
福岡市中央区渡辺通２丁目1-82
（電気ビル北館４Ｆ）
0120−400−970

福岡クロス工業株式会社
取締役社長　天岡　健
本　社　〒812-0014 福岡市博多区比恵町９番24号
電話代表　(092)431-4961番
FAX　(092)415-2016番
URL　https://www.fukuoka-cloth.co.jp
営業所　東京・大阪 / 工場　九州(佐賀)

未来をひらく
KTK 九州塗料工業株式会社
代表取締役　志岐壽重
本　社／大川市酒見38
☎(0944)86-5141
大木工場／三潴郡大木町横溝124
☎(0944)33-0333

裁決事例集 215

■編集部編

滞納者から請求人への振込みによる送金は無償による譲渡に該当

裁決のポイント

亡き滞納者から請求人への生活費及び学資の前払としての送金が、社会通念上相当と認められる範囲の金銭の交付とは認められないとし、送金は無償による譲渡に該当するとした事例。

審査請求人が、納税者Gから振込みによる送金を受けたところ、送金は無償による譲渡に当たるとして、原処分庁が納税者Gの死亡後に、請求人に対し、国税徴収法に基づく第二次納税義務の納付告知処分をした。これに対し、請求人は無償による譲渡には該当しないなどとして、原処分の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、本件金銭交付は、亡滞納者から請求人に対する財産権の移転であり、徴収法第39条に規定する無償による譲渡に該当するとして、請求を棄却した（公表裁決、令和６年１月29日付）。

関係法令

徴収法第39条≪無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務≫は、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、国税の法定納期限の１年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分（無償譲渡等の処分）に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものであるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う旨規定している。

事案の概要

請求人は、納税者G（亡滞納者）と婚姻した。

請求人と亡滞納者との間の子は、長男及び長女の２人だった。後に、請求人親子は転居したが、亡滞納者は転居せず、請求人親子と別居していた。

請求人は、亡滞納者名義の普通預金口座から、請求人名義の普通預金口座への振込みによる方法で、毎月40万～50万円の生活費の送金を受けたほか、子どもたちが留学など幅広く利用できるよう２０００万円を受取り、また、本件金銭交付に先立って前送金も受けていた。このほか、約52カ月の間、月平均35万２９４２円、総額１８３５万３０２６円の送金があった。

亡滞納者は、原処分庁に対し30年中に株式の譲渡に係る所得等があったとして、所得税などの期限後申告をした。また、亡滞納者は令和２年７月に、原処分庁に対し前述の納付すべき税額について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための納税の猶予の特例により読み替えて適用する通則法第46条≪納税の猶予の要件等≫第１項の規定に基づき、納税の猶予申請をした。

原処分庁は、２年８月に、亡滞納者に対し、平成30年分の所得税などに係る無申告加算税の賦課決定処分をした。原処分庁は、猶予申請について、換価の猶予申請として処理を行い、猶予期間を令和２年７月６日から３年７月５日までとする換価の猶予をした。

請求人と亡滞納者は、令和３年５月に離婚した。亡滞納者は、３年６月に死亡し、亡滞納者の相続人全員が相続の放棄をしたため、相続財産法人が成立し、亡滞納者の滞納国税の納付義務は、相続財産法人に承継された（以下、相続財産法人に承継された各滞納国税を併せて「各滞納国税」という）。

原処分庁は、請求人に対し、各滞納国税に徴収不足が生じているところ、金銭交付は、亡滞納者から請求人に対する徴収法第39条≪無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務≫に規定する無償による譲渡に該当し、金銭交付がなければ各滞納国税の徴収不足は生じなかったとして、納付通知書により、納付すべき限度の額を金銭交付に相当する額である２０００円として納付告知処分をした。

請求人は、５年２月に納付告知処分に不服があるとして、審査請求をした。

争点は、金銭交付は、徴収法第39条に規定する無償による譲渡に該当するか否か。

請求人の主張

亡滞納者が、生前に行った請求人名義の口座への振込みによる金銭の交付は、別居していた請求人に対する将来の生活費及び医学部に進学する子のための学資等である婚姻費用の前払であり、社会通念上相当と認められる範囲の金銭の交付であるから、国税徴収法第39条に規定する無償による譲渡に該当しない。

審判所の判断

亡滞納者は、請求人に対し、金銭交付に先立ち、相当程度に高額な金銭を送金し、金銭交付後も生活費として毎月一定額の送金を継続していること、金銭交付に係る金員が、将来的には子の学資等の原資となるとしても、金銭交付の時点においては、学資等として具体的な支払の予定があったとはいえないことからすると、請求人親子と亡滞納者が別居し、請求人に収入がなかったために、亡滞納者において婚姻費用あるいは生活費及び学資等を負担する必要があったとしても、その前払として金銭交付をすべき必要があったとは認められない。

したがって、金銭交付は、生活費及び学費等に充てるためにした社会通念上相当と認められる範囲の金銭交付に該当せず、無償による譲渡に該当する。

注目の一冊

税理士・経理担当者必携
インボイス制度の重要点解説

森田　修　著

昨年10月から施行されているインボイス制度。インボイス制度は、インボイス発行事業者の登録に始まり、売手としてのインボイスの交付、買手としてのインボイスの保存、税額を計算した上で申告という流れになる。

そこで本書は、まず仕入税額控除を行う側（買手）の視点から解説を始め、その後、インボイスを交付する側（売手）の取扱い、税額計算の方法等を解説する方法とした。

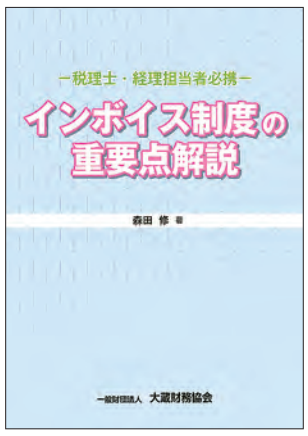
さらに、これまでに国税庁等から公表されている情報などについて、実務家等の理解に資するよう、その重要点を図表、問答形式、筆者の視点での「メモ」等を用いて解説。

また、それらの重要点を「目次」にも可能な限り反映し、実務において疑問点が生じた場合、本書のどのページを開けば良いかを一目で分かるよう工夫。これにより、必要に応じて本書を辞書のように活用して、実務に役立てることも可能。

今後のインボイス対応に欠かせない、実務家・経理担当者必携の一冊。

Ａ５判、２７６ページ。定価２２００円（税込み）。

申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（℡03－3829－4141、FAX03－3829－4001）。



会員募集中
初心者にやさしく
さらに充実の機能で
使いやすい　簡単操作
Windows11にも
対応しています。

ブルーリターンA
青色申告会の会員向けのパソコン用会計ソフト
福岡県青色申告会連合会
〒812-0038　福岡市博多区祇園町1-40　大樹生命福岡祇園ビル３F
電話（092）283-7177　FAX（092）283-7176

社会に貢献する
優良企業

九州電気産業株式会社
代表取締役　相良恒久
本社／福岡市中央区渡辺通２-１-82
（電気ビル北館12Ｆ）
☎　(092)761-7231㈹
FAX　(092)714-1365
工場／福岡県粕屋郡志免町南里１-13-１
☎　(092)935-0493
FAX　(092)936-8387

ふるさと納税

ユニークな使途を探る PART3

■編集部編 6



全国各地でクマによる被害や目撃が相次いでいる。クマは本来、人目を避けて暮らす動物だが、主食であるドングリの実などが不作で、エサを探しに人里近くまで下りてきているという。環境省によると、今年４月から９月までにクマに襲われるなどの被害に遭った人は全国で64人。このうち２人が死亡している。

クマと人との共生のためには、多様な動植物が生息する豊かな森づくりや、居住地近くの放置林の伐採・管理を進めるなど、クマが人里に下りてこないようにすみ分けすることが大切であり、豊かな森を維持するためには、育った木を伐採するだけでなく、利用し再び育てるという、循環する森づくりへの取組が重要との考えがある。

石川県小松市では令和２年に例年の５倍を超えるクマの目撃があり、人身事故も発生したため、警察署、消防本部、地元消防団などの関係機関が連携し警戒にあたり、特に、住宅密集地での出没が相次いだことから、同市では市民に注意を呼び掛けるとともに、各町内会にエサとなる柿の実の採取を依頼するなどの対策を行った。

クマと人の共生に活用

森林や緩衝帯の整備、ＡＩ監視カメラなど

さらに地域のプロジェクトから寄附先を選ぶ、クラウドファンディング型のふるさと納税である、ガバメントクラウドファンディング（以下、ＧＣＦ）を同年10月に第１弾として実施。クマが人里や住宅密集地に下りてこなくてもいい豊かな環境を作るとともに、伐期を迎えた森林の再造林を促進し、健全で持続可能な森林整備を目標とした。

第２弾および第３弾では人里周辺の緩衝帯整備や不要果樹木の伐採、ＡＩ監視カメラによる監視網の構築を行った。同市では、引き続きクマと人のゾーニング管理を行うことで、クマと人が共生できる豊かな里山づくりと、人身事故「ゼロ」のまちを目指すため、第４弾のＧＣＦでは、500万円を目標に先月10日から令和７年１月７日まで寄附金を募集している。

また、秋田県にかほ市では昨年、市街地中心部でのクマの目撃が頻出。「いつでもどこでも誰でもクマに遭遇するリスクがある」と標語で注意喚起されるほど、クマと人間の距離が失われていた。

同市では、「捕獲・駆除されるクマを少しでも減らしたい」との思いを形にするため、ふるさと納税で限定返礼品に寄附してもらうと、寄附１件あたりにつき寄附金の一部（定額1000円）が「クマといい距離プロジェクト」に活用される「付加価値型」のふるさと納税を実施。クラウドファンディング型と異なる点は、通常の寄附と、活用目的が明確な寄附とが混在する新しい取組となっている。同市は今後も駆除に頼らない取組を発信し、人とクマとのすみ分けを進めていく方針だ。

税の書物をひも解く 18

■青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

今日の税法教科書は、納税義務を負うことになる「納税者」の立場から解説するものが多い。そこでは、課税要件の充足があると、国民に納税の義務が生じると説明される。

しかし、国の側からみれば、納税者に対する課税権が発動する場面といえるだろう。古い税法のテキストをひも解くと、租税高権という言葉で説明されている。

この観点からみると、所得税法も、法人税法も、納税者が日本国に税金を納める場面を規定していることになる。租税高権は各国が持つ。そこで、他国の課税権と日本の課税権が衝突する場面が生じる。本書は総論でこれを明快に、各国の「居住地国課税」と「源泉地国課税」の立法例の組み合わせから説く。納税者の立場では、複数国による国際的な二重課税をされ得る場面である。

これを調整するために、二国間の租税条約がある。財務省のウェブサイトによれば10月1日現在で、86の条約等があり、155の国又は地域に適用があるという。

非居住者や外国法人も、日本の所得税や法人税の納税義務を負う場合がある。国内源泉所得だが、租税条約に異なる定めがある場合は条約規定が優先すると規定されている。もっとも、国内法に条約が優先することは、憲法の国際協調主義（98条2項）から、一般に導かれる。

これまで租税条約の解釈が訴訟で争われる例は少なく、最高裁判例に、日星租税条約の解釈が争われたグラクソ事件がある程度だった。

ところが最近、租税条約の解釈に正面から踏み込む裁判例が、出現し始めている。例えば、ルクセンブルク大公国との租税条約の文言の解釈方法が仔細に判示された東京高裁令和５年２月16日判決がある。アラブ首長国連邦との租税条約の「居住者」の解釈が争われた東京地裁令和５年５月30日判決などもある。

これらの判決をみると、国内税法の解釈以上に検討すべき事項が多く、条約の文言の解釈には、複雑かつ高度の専門性が求められることがわかる。判例評釈をみても、国際法の研究者が名を連ねる。

租税条約は、国際条約なので国際法分野に含まれるが、国内税法との関係を構築した、税法の法源の1つでもある（本書は、締約国の課税権を制限する機能を指摘する）。

今後は税務訴訟を読み解くのに、国際法及び条約に関する専門知識があわせて必要になるだろう。

そこで頼りになるのが、本書である。国際課税や国際税法の本はそれなりにあるし、その一分野であるタックス・ヘイブン対策税制や移転価格税制の専門書も揃っている。

一方で、租税条約となると、これに特化した専門書は少ない現状がある。国際課税に強い弁護士がＯＥＣＤモデル租税条約の考え方をもとに解説する。逐条的な構成もわかりやすく、英語版の条文引用に日本語仮訳もある。コンパクトで条文ごとに学べる、優れた入門書である。

租税条約入門

中央経済社

木村浩之 著

コンパクトで条文ごとに学べる、優れた入門書

TAX ナンバー プレイス

太線で区切られた３×３の９マスには１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。タテやヨコの９マスの列にも１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、**令和４年度末における消費税の課税事業者届出書の提出件数**になります。

答え＝ A B 0 万件

予想難易度：8

	2	7	4					8
1		3	6	2				
		4	1		3			
		2		4			B	
A		8				5		
				1		7		
			9		4	1		
				7	6	9		4
5					1	2	7	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

＜締め切り＞11月18日（月）

前回の答え 21.4 %

真弓皮フ・泌尿器科
医療法人社団 研友会
院長 真弓研介
高松市福田町13番地3
TEL（087）821－3913

松山道後 多満自慢
水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町３－23
tel. 089－924－6616 fax. 089－924－3707

北部九州ブロック大会開く

全青色 福岡局の大石局長が記念講演

一般社団法人全国青色申告会総連合（伊藤升吾会長）と北部九州青色申告会連合会（梅原祐治会長）主催の第60回（令和6年度）青色申告会北部九州ブロック大会が10月22日、福岡市のANAクラウンプラザホテル福岡で開催された。



全青色の役員や北部九州3県内の各青申会の役職員、来賓として福岡国税局の大石一郎局長、竹澤孝行課税第1部長ら幹部、友誼団体の代表、福岡県・市の関係者などが出席した。

第1部では、梅原福岡県青申連会長の開催地県連あいさつ＝写真＝に続き、綿貫豊全青色専務理事が「様々な課題を克服し、新たな成長へ前進」と題して中央情勢報告。次いで、福岡県青申連の岩永博行青年部長と中島美津子女性副部長がそれぞれ大会宣言と令和7年度税制改正要望に関する決議を読み上げ採択した。

第2部では、伊藤全青色会長の主催者あいさつなどの後、大石福岡局長が「税務行政の現状と課題」のテーマで記念講演を行った。

決算書の見方セミナーを開催

札幌五法人会

札幌五法人会はこのほど、札幌市の北海道経済センターでハンズオン・CFO・パートナーズ㈱代表取締役の川井隆史氏を迎え「決算書思考セミナー～経営者目線の会計数字の『見方・考え方・使い方』を学ぼう！～」と題してセミナーを開催した＝写真。



セミナーの前半は、数字の活用には心・技・体が大切であり、「心」は数字の引き出しを持つこと、引き出しの例として日本の人口、民間給与の平均給与、お年玉相場など知っていることで役立つことがあるとした。

「技」は整合性の確保、同じ条件での比較、素早い判断が重要で、「体」は投資・コスト・ロスの峻別、飲み会は投資・費用・損失に当たるかなど、クイズ形式で進行し、後半は、決算書の見方、現状分析と経営者目線の分析、具体的企業の比較により、自社のPL・BSの性質を理解することや横断的に見ることの大切さなどの解説があった。

受講者からは、実在企業の生きたデータの解説があり、今まで発想できなかった考え方や物の見方について大変勉強になったなどの声があがっていた。

高校生を招き座談会開く

神戸署

兵庫・神戸税務署（大熊健署長）はこのほど、「税を考える週間」の行事として、兵庫県下の「税に関する高校生の作文」入賞者5人を招き、神戸新聞社において座談会を開催した＝写真。



座談会では、作文に込めた思いや伝えたかったこと、今後どのように税を使ってほしいかなど、高校生の視点から活発な意見が交わされた。

最後に大熊署長からは、「これからの将来を担っていく皆さんが、税も含めて、社会・経済のことに関心を持ち、この国を支えていってほしいと願うとともに、今回の座談会の記事を通じて、多くの方々にも税について考えていただければと思います」とのメッセージが贈られた。

なお、当日の模様は、税を考える週間に合わせて11月12日の神戸新聞朝刊に掲載される予定。

女性部会が署と意見交換

大洲喜多法人会

愛媛・公益社団法人大洲喜多法人会女性部会（三井久美子部会長）は10月16日に大洲税務署（橘義治署長）との座談会を開催した。



企業経営の中で感じている税務行政についての課題やデジタル化に向けた取組について意見交換を行った＝写真。また、同署若手女性職員との意見交換を行い、女性の活躍に向けてエールを送った。

三井部会長は、「毎年楽しみにしている行事で、今回新たに知った取組などもあり、広く発信していきたい」と語るなど、大変有意義な場となった。

高校生による租税教室を開く

西大寺法人会

岡山・公益社団法人西大寺法人会青年部会（木村洋介部会長）はこのほど、岡山市東区の西大寺小学校と瀬戸内市の邑久小学校で租税教室を開催した＝写真。両校合わせて6クラス205人の児童を対象に、同県立西大寺高校の生徒22人が講師役を務めた。



この取り組みは、租税教育の側面に加えて、高校生に講師体験を通じて社会で必要とされる能力を育んでもらおうと平成30年からスタートしたもの。

今回は、講師を希望する生徒が多く、開催校を2校に増やして実施。生徒たちは、事前に練習を重ねて本番に臨み、自作教材などを使って税の仕組みや大切さを楽しく伝えた。

酒類鑑評会の表彰式を開催

東京局 清酒吟醸など5部門で審査

東京国税局は10月29日、同局内で令和6年酒類鑑評会の表彰式を開催した。

鑑評会は、清酒吟醸、清酒純米吟醸、清酒純米爛酒、清酒爛酒、本格焼酎の5部門で審査を実施。優等賞受賞製造場として、清酒吟醸部門10場、清酒純米吟醸部門12場、清酒爛酒部門8場、清酒純米爛酒部門3場、本格焼酎部門11場、本格焼酎部門3場を選定し、同局の星屋和彦局長が、各部門の代表者に表彰状を授与した＝写真。



今年は、44場の酒蔵から、清酒吟醸部門26点、清酒純米吟醸部門30点、清酒爛酒部門21点、清酒純米爛酒部門18点、本格焼酎部門18点の出品があった。

今年の出品酒の酒質について、同局は「清酒各部門は、登熟期の高温の影響で例年以上に原料米が硬く溶けにくいことに加え、酒造期の寒暖差が大きく、もろみの温度調整などの製造管理が難しい年だったが、良質の清酒が数多く出品。本格焼酎部門は、米、麦、甘しょ、酒粕といった原料の特性や蒸留方法の特徴が反映され、甘い香りや華やかな香り、香ばしさを感じられるものなど、多様かつ優れた品質のものが多く出品された」としている。

酒類輸出促進へオンラインで会議

広島局

広島国税局は10月17日、広島市中区の同局と中国5県の会場をオンラインで結んで第13回酒類輸出促進連絡会議を開催した＝写真。



官民一体による日本産酒類の輸出促進の取り組みの一環として、中国地方の輸出支援機関や酒類業界団体と輸出振興やインバウンド需要の喚起に向けた情報共有と連携強化を図ろうと開かれたもの。

当日は、同局をはじめ、農政局や経済産業局、運輸局の国の各出先機関および各県、独立行政法人酒類総合研究所、JETRO、一般社団法人せとうち観光推進機構等の各機関、県酒造組合等の酒類業界団体の関係者が出席。

日本政府がユネスコに無形文化遺産への登録を申請している日本酒や焼酎などの「伝統的酒造り」が、今年12月に登録が決定されると見込まれている。今回の登録が世界に日本産酒類の魅力を発信できる好機になることから、輸出やインバウンド需要の拡大に向けた施策について、活発に意見交換が行われた。

東海税連協が座談会開く

湯下局長囲み活動状況語る



東海税務連絡協議会（会長＝尾崎秀明名古屋税理士会会長）はこのほど、11日から17日まで実施する「税を考える週間」を前に、湯下敦史局長を囲み座談会を行った＝写真。

湯下局長と尾崎会長をはじめとする構成７団体のトップは、税務行政のデジタル化や社会全体のＤＸ推進に向けた取組みをはじめ、租税教育などの各団体の活動状況について語った（詳細は、電子版に掲載しております）。

東海税務連絡協議会

名古屋税理士会
会長 尾崎秀明
名古屋市千種区覚王山通 8-14
税理士会ビル 4 階
（052） 752-7711

東海税理士会
会長 片山泰宏
名古屋市中村区名駅南2-14-19
住友生命名古屋ビル22階
（052） 581-7508

東海青色申告会連合会
会長 宮嶋英治
岐阜市美江寺町1-5
岐阜北青色会館2階
（058） 264-0102

東海法人会連合会
会長 伊藤歳恭
三重県津市栄町1丁目840番地
グランスクエア津7階
（059） 229-0970

東海納税貯蓄組合連合会
会長 宇佐美三郎
名古屋市中村区名駅南1-15-21
宇佐美名古屋ビル7階 ㈱宇佐美鉱油内
（052） 583-8566

東海間税会連合会
会長 清水順二
名古屋市熱田区桜田町19番21号
㈱山田商会内
（052） 871-9811

東海酒類行政連絡協議会
会長 盛田 宏
名古屋市中区栄3-1-1
広小路本町ビルディング4階
（052） 261-4923